

新型コロナウイルス感染症への対策(第一報)
(2020/2/25 から 2020/3/7 までの感染拡大防止策)

株式会社ベルアージュ
総務経理課 松浦千明

株式会社ベルアージュでは、政府の基本方針(2020/2/25)に添い、**この2週間(2020/3/7 まで)を新型コロナウイルス感染拡大防止の最重要期間と指定**し、次のことを徹底することとします。

従業員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症に対し、ご自身そしてご家族の安全が心配であると思います。その上、事業所での感染拡大防止も徹底していただくこととなりますが、これもご自身そしてご家族の安全につながることでご理解いただき、何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

当社は、放課後等デイサービスは、あくまで児童の発達支援に資するものであるとは認識しておりますが、少なくとも 3/7 までは支援内容を工夫し、**なるべく濃厚接触を避け、感染拡大防止を優先すること**とします。

また、**学校や行政の方針と連動し、近隣学校区で感染者が出た場合などは速やかに事業所を閉鎖することとなります。その時期や期間は行政などの指導に従うものとします。それまでは、児童の放課後の居場所、児童・保護者のニーズにお応えして通常通り業務を行います。**

1. 感染拡大防止策の徹底

感染拡大防止には、感染者に近づかないのは鉄則ですが、検査が十分に実施されていない以上、感染者かどうかわからない状況がしばらく続くことが考えられます。

① かぜや発熱(37.5℃)などの症状が見られる従業員は自宅療養(児童にも勧める)

かぜや37.5℃以上の発熱などが見られる従業員は自宅にて療養をお願いします。出勤しなくても外出しては拡散の恐れがありますので、自宅待機を強く要望します(この場合、3/7 までの措置として、労基法第 26 条による給付や有給消化が考えられます)。児童にも自宅療養を勧めてください。

休職者が増えると最低人員基準を満たさないことが懸念されると思われませんが、**厚生労働省が臨時的な人員基準の取り扱いを通知しており、基準を緩和**しています。実際の安全性を考慮しながらマネジャーと協議して運営をお願いします。

② 手洗い、うがい、手指消毒、検温の徹底(◎は徹底、○は励行)

	手洗い		うがい		手指消毒		検温	
	来所時	退所時	来所時	退所時	来所時	退所時	来所時	退所時
児童	◎	○	◎	○	◎	○	◎	
従業員	◎	○	◎	○	◎	○	◎	
来客	○				◎	○		

検温の結果、37.5℃を超える場合は、保護者に連絡して自宅まで送迎するか、保護者に送迎を依頼してください。手配が完了するまでは他の児童と別室で安静に過ごしてもらってください。児童の場合、平熱が高い場合もありますので、適宜判断が必要となります。

手洗い・手指消毒に関しては、来所時と退所時のみならず、外出の後、排泄後、調理・配膳時、食事前などは念入りに行ってください。

うがいに関しては、来所時と退所時のみならず、外出の後も行ってください。

③ マスクの着用

マスクの効果には賛否がありますが、一定の効果はあると思われれます。特に本人が感染者だった場合、エチケットとしてのみならず、感染抑止には効果があると思われれますので、常時着用が望ましいとされます。

しかし、現在はマスクの入手が難しい状況であり、会社としての購入もできません。数に限りがあり、使い回しなどによる衛生上の問題もあります。したがって、マスクの着用は義務とはできませんが、次のせきエチケットは徹底してください。キッチンペーパーによるマスク作成などの方法をご参考ください(下記 QR コード)。



④ せきエチケット(児童への指導)

飛沫感染を防止するために、せきやくしゃみを人に向けて発しない、せきが出るときは出来るだけマスクをする、マスクがないときはハンカチ・ティッシュ・タオルなどで口をおおう、素手で受け止めたときはすぐに手を洗う、といった処置および指導を行ってください。

⑤ ドアノブ、手すりなど手指接触の多い場所の消毒(来所前・退所後)や、換気の徹底(別紙チェックリスト)

新型コロナウイルスは、ドアノブなど金属やプラスチックに付着してからの生存期間が9日間におよぶとの発表(横浜相原病院)もあります。従業員や児童が触れる場所のアルコールなどによる消毒は、児童の来所前・退所後の最低2回行ってください。また、長時間ウイルスが滞留する環境は感染確率が上がりますので、定期的な換気をお願いします。

⑥ 従業員・児童間の接触を減らす措置(勤務スペースのレイアウト変更、会議自粛など)

- 社内の複数事業所間における勉強会や会議、会合は、3/7 まででは中止、または延期とします。ただし、ビデオ会議などが可能な場合は実施します。
- 社内他事業所への代替業務(ヘルプ)は現行通り実施しますが、上記の感染拡大防止策を徹底してください。
- 不要不急の会合や飲み会などへの参加は、少なくとも3/7 まではお控えを強く要望します(強制ではございません)。参加される場合は公共交通機関利用を控える、他人との接触を控えるなどの対応をお願いします。
- ケース会議など社外との連携会議や重要な研修に参加する場合は、上記の感染拡大防止策を徹底してください。
- 児童の療育内容・プログラムに関し、可能な限り接触を避ける工夫をしてください。3/7 までの期間は感染拡大防止を優先します。
- 人員が不足するなか難しいとは思いますが、できる限りで送迎時における児童の分散乗車を考慮してください。
- 事務機の配置、サービス提供時間内における従業員間の距離についても、できる限り分散するよう配置を考慮してください。
- 総務・経理などで、自宅で業務を行うことができる場合は、3/7 まででは自宅勤務をお願いします。

2. 従業員の行動指針

政府、広島県の指導に添い、次の行動をお願いします。

- ・ 自覚症状がない場合は、上記の感染拡大防止策を徹底して通常業務
- ・ せきや発熱などの軽い症状が見られる場合は自宅待機
- ・ 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が4日以上続く方(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様)や、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方は[相談窓口\(次頁\)](#)に連絡

ただし、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、早めに御相談ください。

- ・ 高齢者
- ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD 等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
- ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・ 妊婦の方

※ 自覚症状で新型コロナウイルス感染症の罹患が強く疑われた場合であっても、現在病院では治療法は確立されていません。まずは相談窓口へ連絡してください。むやみに複数の病院を回ったりすると逆に感染のリスクが高まります。

※ 現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

- ・ **従業員もしくは児童などに感染者が発生した場合は、会社の指導範囲を超えますので、保健所・医療機関・行政の指示に従ってください。**

相談窓口(帰国者・接触者相談センター)

<p>安芸郡</p> <p>広島県西部保健所 広島支所 平日 8時30分~17時00分 tel:(082)228-2111 休日・夜間 tel:(082)513-2567</p>	<p>広島市全区域</p> <p>広島市健康推進課 平日 8時30分~17時00分 tel:(082)504-2622 休日・夜間 tel:(082)241-4566</p>
<p>東広島市</p> <p>広島県西部東保健所 平日 8時30分~17時00分 tel:(082)422-6911 休日・夜間 tel:(082)513-2567</p>	<p>呉市</p> <p>呉市保健所 平日 8時30分~17時00分 tel:(0823)25-3525 休日・夜間 tel:(0823)22-5858</p>
<p>安佐北区</p> <p>広島市安佐北保健センター 平日 8時30分~17時00分 tel:(082)819-0586 休日・夜間 tel:(082)241-4566</p>	<p>広島市・呉市以外の全区域</p> <p>広島県感染症・疾病管理センター(広島県健康対策課) 終日 tel:(082)513-2567</p>
<p>安芸区</p> <p>広島市安芸保健センター 平日 8時30分~17時00分 tel:(082)821-2809 休日・夜間 tel:(082)241-4566</p>	
<p>佐伯区</p> <p>広島市佐伯保健センター 平日 8時30分~17時00分 tel:(082)943-9731 休日・夜間 tel:(082)241-4566</p>	

チェックリスト

会社の感染拡大防止策	①かぜや発熱(37.5℃)などの症状が見られる従業員は自宅療養(児童にも勧める)	
	②手洗い、うがい、手指消毒、検温の徹底	
	③マスクの着用	
	④せきエチケット(児童への指導)	
	⑤ドアノブ、手すりなど手指接触の多い場所の消毒(来所前・退所後)や、換気の徹底	
	⑥従業員・児童間の接触を減らす措置(勤務スペースのレイアウト変更、会議自粛など)	

消毒・感染防止のチェックリスト(例)	送迎車両内の消毒	
	床、棚、窓、テラスなどの手指接触する部分の消毒	
	蛇口、水回り、便器、排水レバーの消毒	
	遊具などの消毒	
	ドアノブ、電気スイッチなどの消毒	
	調理場所、調理器具の消毒	
	テーブルなどの消毒	
	歯磨き後の歯ブラシ、うがい後のコップなどの消毒	
	汚物容器、ゴミ箱の消毒	
	トイレ支援後の消毒	
	食器・コップ類の共用はしない	
	手洗い後のタオルは、個別のペーパータオルを使用	
児童の体調管理(体温調節が上手く出来ない児童への体温管理、衣服の着脱指導含む)		

従業員・児童間の接触を減らす処置	社内の複数事業所間における勉強会や会議、会合は、3/7 まででは中止、または延期とします。ただし、ビデオ会議などが可能な場合は実施します。	
	社内他事業所への代替業務(ヘルプ)は現行通り実施しますが、上記の感染拡大防止策を徹底してください。	
	不要不急の会合や飲み会などへの参加は、少なくとも 3/7 まではお控えを強く要望します(強制ではありません)。参加される場合は公共交通機関利用を控える、他人との接触を控えるなどの対応をお願いします。	
	ケース会議など社外との連携会議や重要な研修に参加する場合は、上記の感染拡大防止策をご自身の徹底してください。	
	児童の療育内容・プログラムに関し、可能な限り接触を避ける工夫をしてください。3/7 までの期間は感染拡大防止を優先します。	
	人員が不足するなか難しいとは思いますが、できる限りで送迎時における児童の分散乗車を考慮してください。	
	事務機の配置、サービス提供時間内における従業員間の距離についても、できる限り分散するよう配置を考慮してください。	
	総務・経理などで、自宅で業務を行うことができる場合は、3/7 まででは自宅勤務をお願いします。	